

第3期 決算公告

エイチ・エス損害保険株式会社

平成19年度（平成20年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	995	保険契約準備金	260
有形固定資産	37	支払備金	61
建物	7	責任準備金	198
その他の有形固定資産	30	そ の 他 負 債	187
無形固定資産	118	再保険借	50
ソフトウェア	117	未払法人税等	1
その他の無形固定資産	0	預り金	0
そ の 他 資 産	241	未払金	31
代理店貸	130	仮受金	102
再保険貸	7	賞 与 引 当 金	9
未収収益	0	負債の部合計	458
預託金	16	(純資産の部)	
仮払金	44	資 本 金	1,612
その他の資産	41	利 益 剰 余 金	△ 676
		繰越利益剰余金	△ 676
		純資産の部合計	935
資産の部合計	1,393	負債及び純資産の部合計	1,393

〔貸借対照表の注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年度4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、経常損失、税引前当期純損失及び当期純損失が0.5百万円それぞれ増加しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は 11百万円であります。

3. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

4. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機周辺機器等があります。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	87 百万円
<u>同上にかかる出再支払備金</u>	<u>26 百万円</u>
差 引	61 百万円

7. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	259 百万円
<u>同上にかかる出再責任準備金</u>	<u>77 百万円</u>
差 引(イ)	181 百万円
<u>その他の責任準備金(異常危険準備金)(ロ)</u>	<u>17 百万円</u>
計 (イ+ロ)	198 百万円

8. 1株当たりの純資産額は29,017円02銭であります。

9. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成19年度 [平成19年4月1日まで
平成20年3月31日まで] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	363
保 険 引 受 収 益	363
正 味 収 入 保 険 料	363
資 産 運 用 収 益	0
利 息 及 び 配 当 金 収 入	0
そ の 他 経 常 収 益	0
そ の 他 の 経 常 収 益	0
経 常 費 用	739
保 険 引 受 費 用	432
正 味 支 払 保 険 金	20
損 害 調 査 費	32
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	118
支 払 備 金 繰 入 額	61
責 任 準 備 金 繰 入 額	198
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	306
経 常 損 失	375
税 引 前 当 期 純 損 失	375
法 人 税 及 び 住 民 税	0
当 期 純 損 失	376

[損益計算書の注記]

1. 当期の営業費及び一般管理費のうち、開業前（4月から10月まで）の費用総額は112百万円であります。
2. 1株当たりの当期純損失は14,424円76銭であります。
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

〈参考情報〉

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	当期 (平成20年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	952
資本金又は基金等	935
価格変動準備金	----
危険準備金	----
異常危険準備金	17
一般貸倒引当金	----
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	----
土地の含み損益	----
払戻積立金超過額	----
負債性資本調達手段等	----
控除項目	----
その他	----
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}} + R_5 + R_6$	175
(一般保険リスク相当額 R_1)	29
(第三分野保険の保険リスク相当額 R_2)	----
(予定利率リスク相当額 R_3)	----
(資産運用リスク相当額 R_4)	1
(経営管理リスク相当額 R_5)	5
(巨大災害リスク相当額 R_6)	140
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$	1,088.9

注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額です。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B)リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保 険 引 受 上 の 危 険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（一般保険引受リスク）
（第三分野保険の保険リスク）
 - ② 予 定 利 率 上 の 危 険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
（ 予 定 利 率 リ ス ク ）
 - ③ 資 産 運 用 上 の 危 険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
（ 資 産 運 用 リ ス ク ）
 - ④ 経 営 管 理 上 の 危 険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で
（ 経 営 管 理 リ ス ク ） 上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾
（ 巨 大 災 害 リ ス ク ） 台風相当）により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。